

## 羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金概要（令和3年2月1日施行）

### 1 補助金対象要件

#### (1) 対象事業

- ①ソフトウェア業
- ②情報処理・提供サービス業
- ③インターネット付随サービス業
- ④映像情報制作・配給業
- ⑤デザイン業
- ⑥機械設計業
- ⑦その他

#### (2) 投資額 要件なし

#### (3) 雇用者数 常時雇用者数2人以上

### 2 補助額等

#### (1) 補助額（計算式および補助限度額）

- ①補助金の額：サテライトオフィスなど設置にかかる投資額×補助率
- ②補助金限度額：1,500万円
- ③雇用者補助分：常時雇用者数（市民又は移転者限定）×50万円  
※上記②補助金限度額とは別枠

#### (2) 補助率

- ①新設 25%
- ②増設 15%

#### (3) 対象経費（サテライトオフィスなど設置にかかる投資額）

- ①土地、家屋および償却資産の取得費
- ②市外からの移転費
- ③電気設備設置にかかる負担金
- ④土地、家屋および償却資産の賃借料（3年）
- ⑤家屋の改修費
- ⑥備品の取得費
- ⑦通信回線使用料（3年）

### 3 申請手続きの流れ

計画書提出	事業着手日	操業開始日	申請期限①	申請期限②
着手日前までの 事前認定必要		1年以内	3年間	

※申請期限① 賃料・通信料以外  
※申請期限② 賃料・通信料